

# 知ろう 始めよう

## 日田市男女共同参画推進条例

【平成21年10月1日施行（第17条～32条は平成22年1月1日施行）】

「男だから」「女だから」といって、自分のやりたいこと、好きなことができないという社会ではなく、人として認め合い、支えあいながら、だれもが自由に生き生きと活躍することができる社会を実現するため、「日田市男女共同参画推進条例」がつけられました。

この条例を学習し、男女平等に向けてみんなで取り組み、男女共同参画社会をつくっていきましょう。

家庭、地域、学校、職場で自分にできることから始めてみませんか。



日田市

## 第3条

# みんなで男女共同参画を進めて いくための基本的な考え方

1 男女の差別をなくし、お互いを大切にしよう。



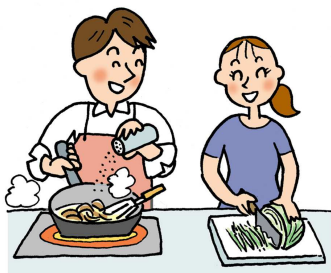
2 性別に関係なく、自由な活動ができるよう考えよう。



3 男女でいっしょに考え、決め、行動しよう。



4 家事・育児や地域の活動などもみんなで助け合っていこう。



5 男女共同参画について学習しよう。

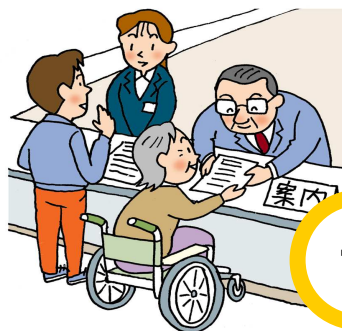


6 世界の人々と協力し、男女共同参画に取り組もう。



## 第4~7条

# みんなの役割



市



市民

市、市民、職場や学校などのみんなで協力して、責任をもって男女平等を進めましょう。



職場

学校

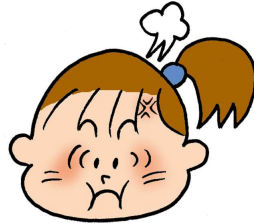


## 第8条

# 性別による差別を禁止する

だれもが職場、学校、地域、家庭などで、性別による差別をしてはいけません。

親しいからといって、なぐったり、ひどい言葉を使ったりして、相手を傷つけてはいけません。



男のくせに…



## 第9条

# 日田市男女共同参画基本計画

市は、市民のみなさんと協力して、男女共同参画を進めるための計画をつくっています。



日田市男女共同参画基本計画  
(平成13年度～平成22年度)



第2期日田市男女共同参画基本計画  
(平成23年度～平成32年度)

## 第10条

# 男女が一緒に考え、行動する

ものごとを決める場には、まだ女の人が少ないので、もっと女の方の意見がいかされることが大切です。男の人、女の人、一緒に考えて行動できるようにしましょう。



## 第12条

# 男女共同参画について学習を進める

学校や地域や家庭で、男女共同参画が進むように学習しましょう。

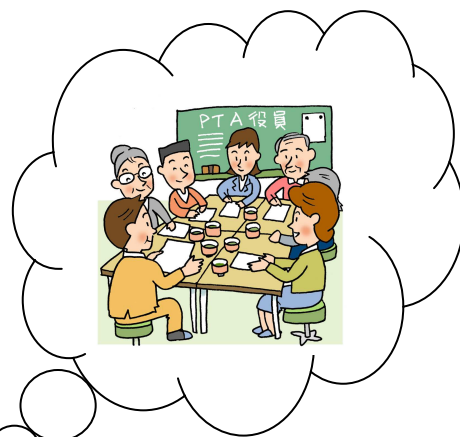


## 第13条

# 仕事と家庭の両立ができるよう 支援する

性別に関係なく、仕事をしながら、家事・育児・介護や地域などの活動へ参加しやすい社会にしましょう。

職場や家庭、みんなで助け合いましょう。



## 第17～30条

# 苦情及び救済の申出ができます

性別によって不公平に扱われたり、男女不平等だと思ったりしたときは、男女共同参画推進委員に相談することができます。

男女共同参画推進委員は、そのことについて必要な調査を行い、その結果によって相手に改善するよう意見を言います。



## 第31・32条

# 日田市男女共同参画審議会

日田市男女共同参画審議会は、計画に関する問題について話し合い、よりよい日田市の男女共同参画を進めます。

